



諮問第369号  
環水大土発第1312251号  
平成25年12月25日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピル=3,4-ジエトキシカルバニラート (別名ジエトフェンカルブ)

ブチル= (R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名シハロホップブチル)

O, O-ジエチル=O-2-イソプロピル-6-メチルピリミジン-4-イル=ホスホロチオアート (別名ダイアジノン)

(E)-4,5-ジヒドロ-6-メチル-4-(3-ピリジルメチレンアミノ)-1,2,4-トリアジン-3(2H)-オン (別名ピメトロジン)

(RS)-N-sec-ブチル-4-tert-ブチル-2,6-ジニトロアニリン (別名ブトルアリン)

N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド (別名プロクロラズ)

(RS)-(O-2,4-ジクロロフェニル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロジチオアート) (別名プロチオホス)

4-アミノ-6-tert-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン (別名メトリブジン)

(別紙2)

ビス (キノリン-8-オラト) 銅 (別名オキシ銅又は有機銅)

3-ブロモ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シアントラニリプロール)

3-[(2,5-ジクロロ-4-エトキシベンジル)スルホニル]-4,5-ジヒドロ-5,5-ジメチル-1,2-オキサゾール (別名フェノキサスルホン)

*t e r t*-ブチル = (*E*)- $\alpha$ -(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾール-4-イルメチレンアミノオキシ)-*p*-トルアート (別名フェンピロキシメート)



中環審第751号  
平成25年12月25日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成25年12月25日付け諮問第369号、環水大土発第1312251号をもって環境大臣から、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。